

2023年3月
教職教育委員会

神戸松蔭女子学院大学における教職課程の自己点検評価の取り組み

このたび改正された教育職員免許法施行規則では、第22条の7に「2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする」とある。続く第22条の8に「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」とある。

この法令により、2022年度から複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施を通じて教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えることとなった。また教職課程を設置する全ての大学は、教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとされた。

そこで本学では教職教育委員会を中心に、恒常的に教職課程の自己点検評価に取り組みつつ、「教職課程自己点検評価報告書」を作成、公表する。

リンク：[2022年度教職課程自己点検評価報告書](#)